

旅行業実務シリーズ③ 2024 年度版「国内運賃・料金」

(株) J T B 総合研究所

2024 年 7 月 10 日更新

No.2, 3 を追加

上記書籍発行後、記載事項の誤りおよび制度の改正がありましたのでご案内申し上げます。
あわせてテキスト内容については、下記の通り訂正の上ご使用くださいますようお願い
申し上げます。

No.	該当箇所	訂正内容	
1	P233 12.(3)の 2 行目	誤	$(830 \text{ 円} + 1,180 \text{ 円} + 260 \text{ 円} + 200 \text{ 円}) \times 0.3 = 741 \text{ 円} \rightarrow \underline{740 \text{ 円}}$
		正	$\{(1,670 \text{ 円} + 2,370 \text{ 円}) + 530 \text{ 円} + 400 \text{ 円}\} \div 2 = 2,485 \text{ 円} \rightarrow 2,480 \text{ 円}$ $2,480 \text{ 円} \times 0.3 = 744 \text{ 円} \rightarrow \underline{740 \text{ 円}}$
2	P205 (4) 運賃および 料金の精算 本文	改正前	運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃および 料金に変更が生じたときは、速やかに精算するものとし、その 結果に基づいて運賃および料金の追徴または払戻しの措置を講じる。 (約款第 19 条)
		改正後	「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」が改正され、回送 区間において運賃及び料金に変更が生じて、追加請求は行わない こととした旨の改正が行われました。 つきましては、(4)の本文を下記の改正後の内容に差し替えて ください。 運行行程の変更その他の事由 (<u>回送区間における当日の道路状況 その他の当該区間における事由を除く。</u>) により運賃又は料金に 変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づい て、運賃又は料金の追徴又は払戻しの措置を講じる。(約款第 19 条)
3	P211 理解度 チェック 3 2 - (9)	改正前	(9) <u>運行行程</u> の変更等により・・・
		改正後	(9) <u>回送区間を除く運行行程</u> の変更等により・・・

以上